

倉吉市訓令第2号

行政機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

行政機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(倉吉市事務代決及び専決規程の一部改正)

第1条 倉吉市事務代決及び専決規程(昭和47年倉吉市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表第1 (第7条関係) 専決事項 1 共通事項						別表第1 (第7条関係) 専決事項 1 共通事項							
事項	副市長	部長		課長		摘要	事項	副市長	部長		課長		摘要
		主管	特定() は専決者	主管	特定() は専決者				主管	特定() は専決者			
略						略							
その他	1～5 略					その他	1～5 略						
	5の2 電子公印の記録及び消去に関すること。		(総務部長)				5の2 電子公印の記録及び消去に関すること。		(総務部長)			総務課、市民課合議	
6～12 略						6～12 略							
	13 公文書の開示の決定又は保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定(重要なもの)	略					13 公文書及び個人情報の開示、不開示の決定(重要なものを除く。)に関するこ	略					

の及び 個別事 項で指 定する ものを 除く。) に關す ること。 と。	
14～16 略	

(備考)

- (1) 略
(2) 検査専門監又は検査専門員については、
主管課長の専決事項であるものは主管部長の
専決事項とする。

2 個別事項

課	事項	副 市 長	部 長	課 長
総務 部総 務課	1～9 略			
	10 情報公開審査会の事 務処理に關すること。	略		
	11 略			
総務 部企 画課	1～7 略			
総務 部情 報政 策課	1 電子計算組織に係る データ保護に關すること。		○	
	2 電子計算組織の管理 運営に關すること。			○
	3 自治体業務のデジタ ル化に關すること。			○
	4 地域のデジタル化に 關すること。			○
略				
総務 部職 員課	1 採用試験の実施に關 すること。	略		
	1の2 倉吉市個人情報 の保護に關する法律施 行条例施行規則（令和 5年倉吉市規則第4 号）第4条の保有個人 情報の開示の決定に關 すること。			○
	2～10 略			
略				
市民	1～8 略			

と。	
14～16 略	

(備考)

- (1) 略
(2) 検査専門員については、主管課長の専決
事項であるものは主管部長の専決事項とす
る。

2 個別事項

課	事項	副 市 長	部 長	課 長
総務 部総 務課	1～9 略			
	10 情報公開・個人情報 保護審査会の事務処理 に關すること。	略		
	11 略			
総務 部企 画課	1～7 略			
略				
総務 部職 員課	1 採用試験の実施に關 すること。	略		
	2～10 略			
略				
生活	1～8 略			

生活 部市 民課	9 文書の発送に関する こと。	略
市民 生活 部税 務課	1～11 略	
市民 生活 部地 域づ くり 支援 課	1～3 略	
	4 コミュニティセンタ ーの維持管理及び運営 に関すること。	略
	5・6 略	
	7 交通災害共済の事務 処理に関すること。	略
市民 生活 部人 権政 策課	1～4 略	
市民 生活 部環 境課	1～10 略	
経済 観光	1 農林業についての計 画に関すること。	略

産業 部市 民課	9 文書の発送に関する こと。	略
	10 電子計算組織に係る データ保護に関するこ と。	○
	11 電子計算組織の管理 運営に関すること。	○
生活 産業 部税 務課	1～11 略	
生活 産業 部地 域づ くり 支援 課	1～3 略	
	4 コミュニティセンタ ーの維持管理及び運営 に関すること。	略
	5 移住定住に関するこ と。	○
	6・7 略	
	8 交通災害共済の事務 処理に関すること。	略
	9 国際交流員の活動に 関すること。	○
	10 国際交流事業の実施 に関すること。	○
	11 国際姉妹都市交流事 業の実施に関するこ と。	○
	12 国内交流事業の実施 に関すること。	○
	13 各種文化団体の育成 援助に関すること。	○
	14 文化基金の事務処理 に関すること。	○
	15 スポーツコンベンシ ョンに関すること。	○
生活 産業 部人 権政 策課	1～4 略	
生活 産業 部環 境課	1～10 略	
生活 産業	1 農林業事業計画に関 すること。	略

部農 林課	2～4 略			
	5 <u>農業再生協議会</u> に 関すること。	略		
	6 <u>鳥獣の保護及び管理</u> <u>並びに狩猟の適正化</u> に 関すること。	略		
	7 略			
経済 観光 部し ごと 定住 促進 課	1～7 略			
	8 <u>移住定住</u> に 関すること。	略		
経済 観光 部観 光交 流課	1 観光の宣伝に 関すること。			○
	2 国際交流員の活動に 関すること。			○
	3 国際交流事業の 実施に 関すること。			○
	4 国際姉妹都市交流 事業の 実施に 関すること。		○	
	5 国内交流事業の 実施に 関すること。			○
	6 各種文化団体の 育成 援助に 関すること。			○
	7 文化基金の事務 処理 に 関すること。			○
	8 スポーツコンベン ション に 関すること。			○
略				

部農 林課	2～4 略			
	5 <u>農業再生</u> に 関すること。	略		
	6 <u>鳥獣保護及び狩猟</u> の <u>適正化</u> に 関すること。	略		
	7 略			
生活 産業 部商 工観 光課	1～7 略			
	8 <u>観光の宣伝</u> に 関 すること。	略		
略				

(倉吉市文書取扱規程の一部改正)

第2条 倉吉市文書取扱規程（平成19年倉吉市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受領) 第7条 略 2 略 3 送料の不足又は未納の文書が到達した場合において、総務課法制係長、市民課の担当者又は直接受領した課の文書取扱主任が当該文書を受領することが必要と認めるときは、総務課法制係、市民課又は直接受領した課が不足又は未納の送料を払い出し、当該文書を受領するものとする。 4 略	(受領) 第7条 略 2 略 3 送料の不足又は未納の文書が到達した場合において、総務課法制係長、市民課情報管理係長又は直接受領した課の文書取扱主任が当該文書を受領することが必要と認めるときは、総務課法制係、市民課情報管理係又は直接受領した課が不足又は未納の送料を払い出し、当該文書を受領するものとする。 4 略

(倉吉市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

第3条 倉吉市男女共同参画推進本部設置規程(平成17年倉吉市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、<u>市民生活部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、<u>生活産業部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、<u>生活産業部</u>において処理する。</p>

(倉吉市中心市街地活性化推進本部設置規程の一部改正)

第4条 倉吉市中心市街地活性化推進本部設置規程(平成26年倉吉市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、<u>経済観光部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 幹事は、総務課長、企画課長、地域づくり支援課長、<u>しごと定住促進課長</u>、<u>観光交流課長</u>、子ども家庭課長、長寿社会課長、管理計画課長、建設課長、建築住宅課長、社会教育課長、文化財課長及び倉吉博物館長をもって充てる。</p> <p>5 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本部及び幹事会の庶務は、<u>経済観光部</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、<u>生活産業部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 幹事は、総務課長、企画課長、地域づくり支援課長、<u>商工観光課長</u>、子ども家庭課長、長寿社会課長、管理計画課長、建設課長、建築住宅課長、社会教育課長、文化財課長及び倉吉博物館長をもって充てる。</p> <p>5 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本部及び幹事会の庶務は、<u>生活産業部</u>において処理する。</p>

(倉吉市建設工事検査規程の一部改正)

第5条 倉吉市建設工事検査規程(平成27年倉吉市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査員)</p> <p>第3条 検査対象工事に係る検査(以下単に「検査」という。)は、<u>検査専門監又は検査専門員(以下「検査専門監等」という。)</u>その他の総務部長が</p>	<p>(検査員)</p> <p>第3条 検査対象工事に係る検査(以下単に「検査」という。)は、検査専門員その他の総務部長が指名した職員(以下「検査員」という。)が行う。</p>

<p>指名した職員（以下「検査員」という。）が行う。</p> <p>2 略</p> <p>（契約締結の報告）</p> <p>第6条 工事請負契約の締結を担当する課（課に相当するものを含む。）の長（以下「主管課長」という。）は、工事請負契約を締結したときは、速やかに建設工事執行（変更）報告書（様式第1号）により<u>検査専門監等</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>（契約締結の報告）</p> <p>第6条 工事請負契約の締結を担当する課（課に相当するものを含む。）の長（以下「主管課長」という。）は、工事請負契約を締結したときは、速やかに建設工事執行（変更）報告書（様式第1号）により<u>検査専門員</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>（検査の申請及び検査の通知）</p> <p>第7条 主管課長は、検査対象工事が完成し、修補が完了し、又は規則第56条第2項に規定する指定部分の工事が完成した旨の通知（以下「完成通知」という。）を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して5日以内に、建設工事完成（修補完了）検査申請書（様式第2号）に工事写真その他<u>検査専門監等</u>が必要と認める資料を添えて、<u>検査専門監等</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 主管課長は、次の各号に掲げる検査を受けようとするときは、<u>検査専門監等</u>と協議の上、検査の日を決定し、当該各号に定める書類に工事写真その他<u>検査専門監等</u>が必要と認める資料を添えて、<u>検査専門監等</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>3 <u>検査専門監等</u>は、検査を行うに当たり、検査の日時その他必要な事項をあらかじめ次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知書により、主管課長に通知するものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（検査の申請及び検査の通知）</p> <p>第7条 主管課長は、検査対象工事が完成し、修補が完了し、又は規則第56条第2項に規定する指定部分の工事が完成した旨の通知（以下「完成通知」という。）を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して5日以内に、建設工事完成（修補完了）検査申請書（様式第2号）に工事写真その他<u>検査専門員</u>が必要と認める資料を添えて、<u>検査専門員</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 主管課長は、次の各号に掲げる検査を受けようとするときは、<u>検査専門員</u>と協議の上、検査の日を決定し、当該各号に定める書類に工事写真その他<u>検査専門員</u>が必要と認める資料を添えて、<u>検査専門員</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>3 <u>検査専門員</u>は、検査を行うに当たり、検査の日時その他必要な事項をあらかじめ次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知書により、主管課長に通知するものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

第5条の2 倉吉市建設工事検査規程の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号まで中「検査専門員」を「検査専門監（検査専門員）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。